尼崎市公文書の管理等に関する条例に基づく 利用請求に対する処分に係る審査基準

尼崎市公文書の管理等に関する条例(令和 4 年尼崎市条例第 3 号。以下「条例」という。)に基づく特定歴史的公文書の利用の請求に対する利用決定について、次のとおり審査基準を定める。

1 審査の基本方針

条例第 14 条に基づく利用の請求(以下「利用請求」という。)に係る特定歴史的公文書に記録されている情報が利用制限情報に該当するか否かの判断は、利用決定を行う時点における状況を勘案して行うが、その審査は次の基本方針に基づいて実施する。

個人、法人等の権利利益や公共の利益を保護する必要性は、時の経過や それに伴う社会情勢の変化に伴い失われることがあり得ることから、審査 において「時の経過を考慮する」に当たっては、利用制限は原則として作 成又は取得されてから 30 年を超えないとするいわゆる「30 年ルール」を踏 まえるものとし、時の経過を考慮してもなお利用制限すべき情報がある場 合には必要最小限の制限を行う。

したがって、特定歴史的公文書に記録されている個人情報については、 作成又は取得の日から 30 年以上の一定の期間が経過し、個人の権利利益を 害するおそれがあると認められなくなった時点で利用制限情報に該当しな いと判断することとなるが、判断に当たっては条例第 21 条第 1 項に定める 手続も活用するものとし、個人の権利利益を害するおそれがあるか否かに ついて検討を行う「一定の期間」については別表「30 年を経過した特定歴 史的公文書に記録されている個人情報について」を目安とする。

また、審査においては、特定歴史的公文書に付された意見を参酌することとなる(条例第 16 条第 2 項)。この場合の「参酌」とは、各機関等の意見を尊重し、利用制限事由の該当性の判断において適切に反映させていくことを意味するものであり、最終的な判断はあくまで市長が行う。

- 2 利用制限情報(条例第16条第1項第1号)の妥当性の判断基準
 - (1) 法令秘情報(条例第16条第1項第1号ア(尼崎市情報公開条例(平成

- 16年尼崎市条例第47号。以下、「情報公開条例」という)第7条第1号))
- ア 「法令若しくは条例」(以下「法令等」という。)とは、法律及び政令、府令、省令その他の国の機関が定めた命令並びに地方公共団体の条例をいう。
- イ 「実施機関が法律上従う義務のある国若しくは他の地方公共団体の機関の指示」とは、国や他の地方公共団体の機関からの指示等であって、 法令等に根拠を有し、実施機関を法的に拘束するものをいう。
- ウ 「公にすることができない」とは、法令等の規定が公にすることを明 らかに禁止している場合はもとより、法令等の趣旨及び目的から当然に 公にすることができないと認められる場合等をいう。
- (2) 個人に関する情報(条例第16条第1項第1号イ)
 - ア 特定の個人を識別することができるもの(情報公開条例第7条第2号) (ア)「個人に関する情報」とは、思想、信条、心身の状況、学歴、職 歴、成績、住所、親族関係、財産状況、所得その他一切の個人に関す る情報をいい、死者に関する個人情報も含むもので、具体的には、次 に掲げるような情報がこれに該当する。
 - ①氏名、住所、本籍など戸籍的事項に関する情報
 - ②学歴、職歴など経歴に関する情報
 - ③疾病、障害など心身に関する情報
 - ④資産、収入など財産に関する情報
 - ⑤思想、信条等に関する情報
 - ⑥家庭状況、社会的活動状況に関する情報
 - ⑦その他個人に関する一切の情報
 - (イ)「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、個人に関する情報に含まれるものであるが、その情報の性質上、情報公開条例第7条3号により保護される法人等の事業活動に関する情報と同様の利用制限基準により判断する。ただし、事業を営む個人に関する情報であっても、その事業とは直接関係がない個人に関する情報については、条例第16条第1項第1号イにより利用を制限するかどうかについて判断

を行う。

- (ウ)「特定の個人を識別することができるもの」とは、当該情報から特定の個人が識別でき、若しくは識別できる可能性のある情報(氏名・住所等)だけでなく、当該情報からは直接特定の個人が識別され得ないが、他の情報と組み合わせることにより、特定の個人が識別され得る情報をも含む。
- (エ)「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、カルテ、反省文など個人の人格と密接に関わる情報や未公表の研究論文等の著作物であって、氏名、肩書その他の個人識別性のある部分を除いたとしても、利用させることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものをいう。 また、厳密には特定の個人を識別することができる情報でない場合であっても、特定の集団に属する者に関する情報を公開すると、当該集団に属する個々人に不利益を及ぼすおそれがある場合には、当該情報の性質、集団の性格、規模等により、個人の権利利益の十全な保護を図る観点から、個人識別性を認めるべき場合があり得ることに留意する。
- イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予 定されている情報(情報公開条例第7条第2号ただし書ア)
 - (ア)「法令等の規定により公にされ」とは、一般に閲覧、公表等をする 旨が法令等に規定されている場合をいう。法令等で請求目的が制限さ れているもの(戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項な ど)や、利害関係人等一定の者に限って閲覧等を認めているものは、 一般に公表されている情報とはいえないことから、この規定には該当 しない。
 - (イ)「慣行として公にされ」とは、現在、何人も知りうる状態に置かれている情報をいう。ただし、過去に広く報道された事実であったとしても、時の経過により、利用決定の時点では「公にされ」には当たらない場合があることに留意する。
 - (ウ)「公にすることが予定され」とは、公開請求の時点では公にされて いないが、将来、公にすることが予定されている場合をいう。なお、

公にする時期について具体的計画がない場合であっても、当該情報の性質上、通常、公にされるものであるときは、これに該当する。また、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得したもののうち、本人が公表されることについて了承しているものや、公表することを前提に提供を受けたものも、これに含まれる。

- (エ)「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」(情報公開条例第7条第2号ただし書イ)とは、人の生命、健康、生活等に対する危害又は侵害の未然の防止、拡大の防止、又は再発の防止等のため利用させることが必要と認められる情報をいう。個人の正当な権利利益は、その性質上、手厚く保護されるべきであるが、これに優越する公益がある場合は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、必要と認められる限度において公にすることとしたものである。なお、公にすることが必要であると認められる情報に該当するかどうかは、利用を制限することにより保護される利益と公にすることによりもたらされる利益とを比較衡量して判断する。
- 2 公務員等に関する情報(情報公開条例第7条第2号ただし書ウ) 国家公務員、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員、地方独立 行政法人及び土地開発公社の役員及び職員、又は指定管理者の業務に従 事する者の職及び当該職務遂行の内容については、行政の説明責任を全 うする観点から、原則としてこれらに係る個人情報を公にするものとす る。公務員には、一般職、特別職、常勤職員、非常勤職員及び臨時職員 を含む。
- (3) 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報(条例 第 16 条第 1 項第 1 号ウ (情報公開条例第 7 条第 3 号))
 - ア 「法人」とは、営利法人、社団法人、財団法人、学校法人、社会福祉 法人等をいい、「その他の団体」とは、いわゆる権利能力なき社団等を いう。なお、国及び地方公共団体の情報については、本号の法人の範囲 から除外する。
 - イ 「事業を営む個人」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第72

条の2第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、 林業、水産業等の事業を営む個人をいう。

- ウ 「当該事業に関する情報」とは、事業内容、事業用資産、事業所得等 事業活動に直接関係する情報をいい、当該事業活動と直接関係のない家 族状況、事業活動と区分される所得、財産等の状況等は該当せず、「個 人に関する情報」により判断する。
- 工 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」とは、法人等又は事業を営む個人の事業活動によって危害が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、危害の未然防止、拡大防止又は再発防止を図り、その危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報をいう。この場合、現に危害が発生している場合のほか、その発生の蓋然性が高い場合も含まれ、その事業活動が違法又は不当であるか否かを問わない。「公にすることが必要であると認められる情報」に該当するかどうかについては、利用を制限することにより保護される利益と公にすることによりもたらされる利益を比較衡量して判断する。この比較衡量に際しては、公にすることにより保護される利益の性質及び内容を踏まえる必要があり、特に、人の生活又は財産を保護する必要性の判断に当たっては、その侵害の内容、程度と保護の必要性を十分に検討する必要がある。
- オ 「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、次のような情報をいい、これらの情報を公にするかどうかの判断は、利用制限することにより保護される利益と公にすることによりもたらされる利益を比較衡量して行う。
 - (ア)法人等又は事業を営む個人の保有する生産技術上又は販売上の情報であって、公にすることにより、当該法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれると認められるもの
 - (イ)経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する 事項に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は事 業を営む個人の事業活動が損なわれると認められるもの

- (ウ) その他公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれると認められる情報 ただし、次のような情報が記録された公文書は、「競争上の地位 その他正当な利益を害する」とは認められず、公にできる。
 - ①法令等の規定により、何人でも閲覧できる情報 (閲覧を当事者又は利害関係者だけに認めているものは含まない。)
 - (例) 法人に関する登記事項
 - ②実施機関が公表することを目的として作成し、又は取得した情報 (法人等又は事業を営む個人が公表について了承し、又は公表を 前提として提出した情報を含む。)
 - (例) 法人等が作成した企業パンフレット等に含まれる事項
 - (例)報道、広告等により法人等が公表した営業実績
 - ③市が従来、慣行上公表してきた情報で、かつ、今後も引き続き公表しても、それが法人等又は事業を営む個人の正当な利益を害しないと認められるもの
 - ④情報が加工、整理され、個々の法人等又は事業を営む個人が識別できなくなっているもの
 - ⑤許可、免許、届出等に関する情報及び補助金の支出に関する情報 で、生産技術等の部分を除いたもの
 - (例) 補助金交付申請書
- (4) 公共の安全等に関する情報(条例第 16 条第 1 項第 1 号エ(情報公開条例第 7 条第 4 号))
 - ア 「犯罪の予防」とは、刑事犯、行政犯を問わず、犯罪行為をあらかじ め防止したり、現に発生している犯罪行為を鎮めることをいう。
 - イ 「その他の公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、捜査のほか、 平穏な社会生活、社会の風紀その他の公共の安全と秩序を維持すること をいう。
 - ウ 「支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理 由がある情報」とは、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれの ある次のような情報をいう。

- ①犯罪の予防等の事実又は内容に関する情報
- ②犯罪の予防等の手段、方法、体制等に関する情報
- ③情報提供者、被疑者、被害者、捜査員等関係者に関する情報
- ④犯罪の目標となることが予想される施設の所在や警備の状況等に関する情報
- (5) 事務・事業遂行情報(条例第 16 条第 1 項第 1 号オ(情報公開条例第 7 条第 6 号ア又はオ))
 - ア 「事務又は事業に関する情報」とは、当該事務又は事業に直接関わる情報だけではなく、当該事務又は事業の実施に影響を与える関連情報を含む。
 - イ 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するかどうかの判断において、「適正」という要件の判断に当たり、公開がもたらす支障のみならず、公開がもたらす利益も比較衡量しなければならない。「支障」の程度は、単に名目的なものでは足りず、実質的なものであることが要求されること、また、「おそれ」の程度も単に可能性が存在するだけでは足りず、法的保護に値する蓋然性が要求されるものであるので、この規定の適用に当たっては留意する必要がある。
 - ウ 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務」は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価又は判断を加えて、一定の決定を行うことがあるものである。これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報、試験問題等のように、事前に公にすると、適正かつ公正な評価又は判断の前提となる事実の把握が困難となるもの、行政客体における法令違反行為、又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長し、又はこれらの行為を巧妙に行うことによる隠蔽を容易にするおそれのあるものがあるので、このような情報は利用を制限する。また、監査等の終了後であっても、例えば、違反事例等の詳細を公にすることにより、他の行政客体に法規制を免れる方法を示唆することになるものは、利用を制限する。

3 特定歴史的公文書の原本の利用制限(条例第 16 条第 1 項第 2 号) に関する判断基準

利用請求に係る特定歴史的公文書の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合、市長が当該原本を現に利用している場合、条例第 28 条の定めにより実施機関が当該原本を現に利用している場合又は規則第 8 条の定めにより当該原本の貸出しを行っている場合には、その利用を制限する。

「特定歴史的公文書の原本」とは、受入れから、保存に必要な措置、目録の作成及び排架を経て、当該特定歴史的公文書を一般の利用に供することを開始した段階において記録されていた情報、材質、形態により原秩序を構成するものをいう。

「当該原本が破損し、若しくは汚損するおそれがある場合」とは、水濡れ等による固着、虫損、酸性劣化、変色、退色その他の要因により、通常の利用に供した場合、当該特定歴史的公文書に記録されていた情報、材質、形態についてその原秩序の維持に支障が生じる可能性がある場合をいう。なお、合理的な費用及び時間で原本の修復を行うことが可能である場合は、利用を制限せず、適切な期間をおいて利用させるものとする。ただし、原本を通常の利用に供することにより、法令の規定による管理責務を遂行することに困難を生じる蓋然性が高いものについては、その原本の利用を制限する。

「当該原本を現に使用している場合」とは、利用請求に係る当該特定歴史 的公文書の原本が、劣化防止など保存のための措置、代替物の作成、展示、 他の利用請求者による利用等の合理的な理由により使用されている期間など、 直ちに当該利用請求に応じることができない場合をいう。

4 部分公開(条例第 16 条第 3 項)に関する判断基準

利用請求に係る特定歴史的公文書に利用制限情報が含まれている場合において、利用制限情報が記録されている部分(以下「利用制限部分」という。)を容易に区分して除くことができるときは、利用制限情報を除外した部分について利用させる。ただし、利用制限部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

「容易に区分して除くことができるとき」とは、利用請求に係る特定歴史

的公文書において、利用制限部分とそれ以外とを区分し、かつ、利用制限部分を物理的に除くことが、利用請求に係る特定歴史的公文書の保存状況や利用制限情報の記録状態を考慮して、容易に行うことができるものと認められるときをいう。特定歴史的公文書については、条例第 13 条第 1 項において、永久に保存することが定められており、その利用についても、当該文書の永久保存を確保する範囲内にとどまるので、劣化が進んでいる場合には当該文書の破損を防ぐため利用を制限することができる。

ただし書の「有意の情報が記録されていないと認められるとき」とは、利用制限部分を除いた残りの部分に記載されている情報の内容が、無意味な文字、様式等のみとなる場合や、断片的な情報や公表された情報のみとなり、利用請求者が知りたいと欲する内容が十分提供できない場合等をいう。

5 本人情報の取扱い

条例第 16 条第 1 項第 1 号イに掲げる情報 (個人識別情報) の本人が当該情報の利用請求をした場合については、その例外として、条例第 17 条の規定により取り扱う。なお、仮に当該情報が本人に係る個人識別情報であることに加え、本人以外の個人 (第三者) に係る個人識別情報でもある場合を含め、条例第 16 条第 1 項各号に掲げる場合にも該当するときは、条例第 16 条の規定により判断する。

6 利用における著作権の取扱い

条例第 22 条に基づく利用にあたり、著作権の取扱いは次のとおりとする。

(1) 公表権

尼崎市の機関に提供され歴史博物館に移管された著作物でまだ公表されていないものを歴史的公文書(の一部)として利用に供することについて、条例第 16 条に基づく利用をさせる旨の決定の時までに当該著作物の著作者が別段の意思表示をした場合を除いて、著作権法第 18 条第 3 項第 3 号の規定により著作者は利用(公表)に同意したものとみなす。

(2) 氏名表示権

著作物を歴史的公文書(の一部)として利用に供するにあたり、当該著作物につき既にその著作者が表示しているところに従って著作者名を表示

する場合においては、著作権法第19条第4項第3号の規定により、著作者が著作者名を表示し、又は表示しないこととする権利は適用しない。

(3) 複製権

著作物を歴史的公文書 (の一部) としてその写しを交付する場合、著作権法第 42 条の 3 第 2 項の規定により利用の上で必要と認められる限度において著作物を利用できることから、複製権を有する者の了解を得ることなく写しを作成し、交付する。

7 実施機関等による利用

特定歴史的公文書を作成した実施機関等が、それぞれの所掌事務又は業務を遂行するために必要があるとして、条例第 28 条の定めにより当該特定歴史的公文書を利用する場合、条例第 16 条第 1 項第 1 号に規定する利用制限情報であっても、利用の制限を行わない。

附 則

この内規は、令和4年4月1日から施行する。

(別表)

30年を経過した特定歴史的公文書に記録されている個人情報について

	He do	
特定歴史的公文書に記録	一定の期間	該当する可能性のある情報の類型の例
されている情報	(目安)	(参考)
個人情報であって、一定	50 年	ア 学歴又は職歴
の期間は、当該情報を公		イ 財産又は所得
にすることにより、当該		ウ 採用、選考又は任免
個人の権利利益を害する		エ 勤務評定又は服務
おそれがあると認められ		才 人事記録
るもの		
重要な個人情報であっ	80 年	ア 国籍、人種又は民族
て、一定の期間は、当該		イ 家族、親族又は婚姻
情報を公にすることによ		ウ 信仰
り、当該個人の権利利益		工 思想
を害するおそれがあると		オ 伝染性の疾病、身体の障害その他
認められるもの		の健康状態
		カ 刑法等の犯罪歴(罰金以下の刑)
		キ 貧窮、生活扶助その他の生活状況
重要な個人情報であっ	110 年を超	ア 本籍
て、一定の期間は、当該	える適切な	イ 刑法等の犯罪歴(禁錮以上の刑)
情報を公にすることによ	年	ウ 重篤な遺伝性の疾病、精神の障害
り、当該個人又はその遺		その他の健康状態
族の権利利益を害するお		
それがあると認められる		
もの		

(備考)

- 1 「一定の期間」とは、個人の権利利益を害するおそれがあるかについて検討を行う期間の目安を参考として示したものである。本期間の起算日は、 当該情報が記録されている特定歴史的公文書の作成又は取得の日が属する 年度の翌年度の4月1日とする。
- 2 「該当する可能性のある情報の類型の例」とは、この表の左欄にいう「個人情報」又は「重要な個人情報」にそれぞれ該当する可能性のある一般的な情報の類型を例示したものであって、特定歴史的公文書に記録されている情報がこの表のいずれに該当するかについては、当該情報の具体的性質、当該情報が記録された当時の状況等を総合的に勘案して個別に判断するものとする。
- 3 「刑法等の犯罪歴」には、犯罪の被害者の情報を含む。
- 4 「刑法等の犯罪歴(禁錮以上の刑)」の「一定の期間」は 110 年を目途とする。「重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態」についての判断に当たっては、疾病の程度、医療の状況及び疾病に対する社会の受け止め方等を考慮し、「一定の期間」は 140 年を目途とする。